

第27回福岡県障がい者水泳記録会開催要綱

兼 特別全国障害者スポーツ大会（鹿児島大会）水泳競技予選

- 1 目 的
スポーツを楽しめる機会を確保することにより、障がい者スポーツの普及振興を図るとともに、障がいのある人の健康維持・増進、機能の向上を図り、協調の精神を養うことにより障がいのある人の自立と社会参加を促進し、県民の障がいに対する理解と認識を深めることを目的とする。
また、この記録会は来年度に開催される特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の予選を兼ねた記録会とする。（政令市を除く。）
- 2 主 催 福岡県、福岡県教育委員会、（一社）福岡県障がい者スポーツ協会
- 3 主 管 （一社）福岡県水泳連盟
- 4 後 援 福岡県特別支援学校長協会、（公財）福岡県身体障害者福祉協会、
（予定）（福）福岡県聴覚障害者協会、（福）福岡県盲人協会、
（公社）福岡県手をつなぐ育成会、福岡県身体障害者施設協議会、
福岡県知的障がい者福祉協会、（福）福岡県社会福祉協議会
- 5 協 力 福岡県ハンディキャップスポーツサポートの会（FHSの会）
- 6 日 時 令和5年3月4日（土曜日）
受 付 9時20分～
開始式 10時00分～（体育館）
練習開始 10時15分～10時45分
競技開始 11時00分～
- 7 会 場 クローバープラザ（アリーナ棟・室内プール）春日市原町3丁目1-7
- 8 対 象 県内に居住する小学5年生以上の障がい（身体または知的）のある人とする。
※なお、全国大会の対象者は、開催年の4月1日現在、13歳以上の者で、福岡県（政令市を除く）に現住所を有する者もしくは施設・学校等に在籍する者とする。
- 9 内 容 （1）知的障がいの部 （2）身体障がいの部 （3）リレーの部（4×25mリレー）
- 10 競技種目及び障害区分 別紙「競技種目および障害区分表」のとおり
- 11 競技規則 適用する競技規則は、（公財）日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び別に定める競技実施要領に準ずるものとする。
- 12 参加制限 1人2種目（リレーは除く） ただし、25m挑戦は1種目とする。
- 13 参加費 参加に要する費用（交通費等）は参加者本人の負担とする。
- 14 記録証 参加者全員に記録証を交付する。
- 15 健康・安全管理 参加者は十分な健康、安全管理に努める。主催者は応急措置のみを行い、それ以上の責任は一切負わないものとする。なお、主催者において傷害保険に一括加入する。
また、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、別紙「新型コロナウイルス感染症の予防に関する注意事項」を必ず確認し遵守すること。
- 16 申込方法 所定の参加申込書に必要事項を記入し下記申込先へ提出する。
- 17 申込期限 **令和5年2月3日（金） ※期限厳守**
- 18 申込・お問合せ先 **【事務局】** （一社）福岡県障がい者スポーツ協会
〒816-0804 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ6階
TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228

第 27 回福岡県障がい者水泳記録会 水泳競技実施要領

1 競技規則

令和 4 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

- (1) 選手招集所は体育館とする。
- (2) 招集は、競技 20 分前から開始し、10 分前に終了する。
- (3) 招集時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなす。

3 介助者の役割

- (1) 障がいにより介助者による補助や指示がどうしても必要な競技者については、あらかじめ主催者の許可を受けなければならない。「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り、競技エリアに入場することができる。なお、介助者は選手 1 名につき、2 名までとする。

(2) 申請対象となる障害区分

ア 競技規則上可能な介助

(ア) スタート介助(入退水介助含む)

身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない競技者

障害区分 11、13、17、19、22

(イ) タッピング

a 障害区分 23

必ず介助が必要（50m 種目ではスタート・ターンのサイド各 1 名、計 2 名が必要。）

b 障害区分 24

イ 競技規則以外で可能な介助

(ア) 入退水介助

障害区分 14、15、16

ウ 競技規則以外で可能な同伴

(ア) 情緒不安定

障害区分 26 及び同等の障害が重複する競技者（他の競技者に迷惑をかける場合に限る。）

(イ) 種目の指示

障害区分 26 及び同等の障害が重複する競技者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る。）

(3) 禁止事項

ア 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング（声かけを含む）をしてはならない。

(ア) 他の競技者へ迷惑となる行為は招集所の外で対応する。

(イ) (2) ウ (イ) で、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所において介助者、同伴者として許可されたこと以外の行為をしてはならない。

【例】カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用

4 誘導

競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。
なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員の指示に従う。

5 浮具の使用

障がいのために、浮具の使用が必要な競技者は、参加申込時に申し出がありかつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首及び腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は競技者が用意しなければならない。

6 貸出用車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な競技者は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

7 種目順

別表の種目順により競技を行う。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

【別表】

1	25m挑戦	6	50m自由形
2	25m自由形	7	50m平泳ぎ
3	25m平泳ぎ	8	50m背泳ぎ
4	25m背泳ぎ	9	50mバタフライ
5	25mバタフライ	10	4×25mリレー

8 開会式・記録証の授与

(1) 開会式

- ア 開会式は、競技開始前に2階アリーナ棟・体育館で行う。
- イ 開会式に参加する競技者は、10分前までに、指定された場所に集合すること。

(2) 記録証の授与

記録証は、各組の競技終了後に順次授与する。

9 更衣

- (1) 更衣は、更衣室を利用すること。
- (2) 異性の介助を必要とする競技者は、親子更衣室を利用すること。

10 ウォームアップ

ウォームアップについては、10時15分～10時45分までとする。

11 撮影

- (1) フラッシュ撮影は禁止する。
- (2) 介助者によるプールサイドでの撮影は禁止する。

12 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等により、参加者の安全が確保できない場合記録会を中止や内容の変更をする場合がある。
- (2) 別紙、「新型コロナウイルス感染症の予防に関する注意事項」について、遵守すること。

- (3) 競技エリアへは、競技役員、競技者及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者等の関係者以外は立ち入らない。
- (4) 更衣室及び競技エリア以外では、水着、裸足のまま歩きまわらない。
- (5) 競技者については、スイムキャップに名前を入れる。(競技者確認のため)
- (6) 土足厳禁の区域制限を守る。(プール競技場内、体育館)
- (7) 競技エリアへの飲食物の持ち込みを禁止する。ただし、更衣室内では、水分補給は認める。

競技種目および障害区分表

身体障害者 ◎1部・2部とも出場可 ○1部(39歳以下)のみ ●2部(40歳以上)のみ
 知的障害者 ◎全年齢区分出場可 少年(19歳以下)・青年(20～35歳)・壮年(36歳以上)

	区分 番号	障害区分	競技種目	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		挑戦	4 × 2 5 m リ レー	
				2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m		
肢体 不 自 由	1	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		※1 ◎	※2 ◎
			2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	2	下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			8 両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	3	上下肢	9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎				
			10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
	4	体幹	11 多肢切断または、片上肢完全および片 下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
			12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
2	脳原性麻痺以外で 車いす常用	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎							
		14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	17 四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎							
		18 両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		19 片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎					
		20 その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
4		22 浮具使用	◎	◎	◎		◎							
視覚障害※3		23 視力0から0.01まで※4	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		24 その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害		25 聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
知的障害		26 知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				

※1 オープン種目として障害区分に関係なく、25m挑戦を導入するもの。(まだ25mの泳力に自信がない方はこの種目を選択してください。
 なお、制限時間は2分とし、水中歩行は認めない。)

※2 オープン種目として性別・障害区分に関係なく、リレー競技を導入するもの。全国大会では、知的障害のみ、リレー競技が実施されている。

※3 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※4 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

新型コロナウイルス感染症の予防に関する注意事項 (第27回福岡県障がい者水泳記録会)

(一社)福岡県障がい者スポーツ協会

本記録会開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の予防のため、参加者は、下記の項目を遵守すること。

1 記録会に参加される前に

- (1) 記録会前2週間において、以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせることに。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳(せき)、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - ・嗅覚や味覚の異常・体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 「体調チェックシート」に必要事項を記入し、持参すること。
- (3) 水泳用具・飲食物・ストレッチマット等は、専用の物を用意し共用しないこと。
- (4) 会場までの交通機関内で、マスクの着用、人との距離、座席間の距離、車内換気、会話などに留意すること。

2 館内(水泳場、体育館、更衣室等)

- (1) 入館から退館時までの全ての場面で、人との距離(2m以上)をとって行動すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- (2) 練習時に、各レーン内で待機する場合、スタート練習で並ぶ場合も、2m以上の距離を保つこと。
- (3) 人との距離・座席間の距離を保つこと。
- (4) 泳ぐとき以外はマスクを着用すること。(更衣室・待機場所・プールサイド・トイレなど)
- (5) レース前にはずしたマスクは、袋に入れること。(マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない)
- (6) レース後は、速やかにマスクを着用すること。
- (7) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (8) 選手は、招集所での選手間の会話、レース後の選手間の会話を控えること。
- (9) 大きな声での会話や応援をしないこと。コーチは、練習時の大きな声での指示、ホイッスルの使用を控えること。レース・練習後のマスクをしていない選手との会話では、マスクに加えフェイスシールド、またはアイガード・ゴーグルを着用し、眼からの飛沫感染も防ぐこと。
- (10) 唾や痰を吐くことは極力行わないこと。

- (11) 飲食については、指定場所以外で行わないこと。
- (12) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (13) ごみは、持ち帰ること。
- (14) 選手は、自分のレース終了後、なるべく速やかに退館すること。
- (15) 記録会主催者・施設管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。

3 観覧について

- (1) 「体調チェックシート」に必要事項を記入し、受付に提出すること。
- (2) 体育館の待機所にて待機すること。3階観覧席または2階ラウンジでの観覧については、混雑緩和のため種目ごとの入れ替え制とする。係員の指示に従うこと。

4 記録会終了後

- (1) ミーティング・懇親会等は控えること。
- (2) 記録会参加後2週間以内に「新型コロナウイルス感染症を発症した」場合は、速やかに事務局へ報告すること。

参考：(公財) 日本水泳連盟「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(2021年3月16日改訂)

事務局

(一社) 福岡県障がい者スポーツ協会

〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ6階
TEL : 092-582-5223 FAX : 092-582-5228